

サービス約款

平成 21 年 12 月 10 日

さくらインターネット株式会社

目 次

第1章 通則	3
第1節 総則	3
第1条(約款の適用)	3
第2条(サービスの種類および内容)	3
第3条(通知方法)	4
第4条(約款の変更)	4
第2節 利用契約の締結	4
第5条(利用契約の締結)	4
第6条(申込みの拒絶)	4
第7条(サービス品目の変更)	4
第8条(契約事項の変更の届出)	4
第9条(相続)	4
第10条(権利の譲渡等)	5
第3節 利用者の責務	5
第11条(利用料金)	5
第12条(支払期限)	5
第13条(支払方法)	5
第14条(遅延損害金)	5
第15条(最低利用期間)	5
第16条(禁止事項)	5
第17条(第三者の利用)	6
第18条(損害賠償)	6
第4節 通信の秘密、個人情報の取扱い	6
第19条(通信の秘密の保護)	6
第20条(個人情報等の保護)	6
第5節 本サービスの提供の中止等	7
第21条(提供の中止)	7
第22条(提供の一時停止)	7
第23条(他者からのクレーム)	7
第24条(サービスの種別の変更)	7
第25条(提供の廃止)	7
第6節 利用契約の終了	7
第26条(利用契約の解除等)	7
第27条(契約期間、解約および自動更新)	8
第7節 損害賠償等	8
第28条(損害賠償の制限)	8
第29条(免責)	8
第8節 雑則	8
第30条(準拠法)	8
第31条(紛争の解決)	8
第2章 さくらポストサービス、さくらリストサービス、さくらウェブサービス、パーチャルドメインサービス、 さくらのメールボックスサービス	8
第32条(アカウントの管理)	8
第3章 さくらのレンタルサーバサービス	9
第33条(アカウントの管理)	9
第34条(共有SSL)	9
第35条(Web アプリケーションファイアウォール)	9

第4章 さくらのマネージドサーバサービス	9
第 36 条(アカウントの管理)	9
第 37 条(共有 SSL)	9
第 38 条(Web アプリケーションファイアウォール)	9
第5章 ビジネスホスティング	9
第 39 条(サーバ設備等の維持管理)	9
第 40 条(契約終了時の措置)	9
第6章 専用サーバサービス	9
第 41 条(サーバ設備等の維持管理)	9
第 42 条(付随サービスの瑕疵・保証)	10
第 43 条(契約終了時の措置)	10
第 44 条(サービス品目の変更)	10
第 45 条(最低利用期間)	11
第7章 専用サーバ Platform サービス	11
第 46 条(サーバ設備等の維持管理)	11
第 47 条(付随サービスの瑕疵・保証)	11
第 48 条(契約終了時の措置)	11
第 49 条(最低利用期間)	11
第 50 条(VSR 2000 の利用に関する特則)	11
第8章 さくらの専用サーバサービス	11
第 51 条(サーバ設備等の維持管理)	11
第 52 条(付随サービスの瑕疵・保証)	11
第 53 条(契約終了時の措置)	12
第9章 ハウジングサービス	12
第 54 条(サーバ設備の維持管理)	12
第 55 条(機器設置代行サービス)	12
第 56 条(コールドスタンバイ機切替代行サービス)	12
第 57 条(原状変更)	13
第 58 条(電気料金等)	13
第 59 条(付随サービスの瑕疵・保証)	13
第10章 ニュース購読サービス	13
第 60 条(アカウントの管理)	13
附 則	14
第 1 条(適用開始)	14

第1章 通則

第1節 総則

第1条(約款の適用)

1. 当社は、本約款に基づき契約(以下、その契約を「利用契約」といい、当社と利用契約を締結した者を「利用者」といいます)を締結の上、次条以下に記載するサービスを提供します。

第2条(サービスの種類および内容)

1. 当社が提供するインターネット関連サービス(以下「本サービス」といいます)の種類および内容は、以下のとおりです。

種類	内容
i. さくらポストサービス	電子メールアドレスと電子メールを保存するためのハードディスク領域を提供するサービスであり、品目は当社ホームページに表示しているとおりです。
ii. さくらリストサービス	当社が設置するインターネットサーバへ利用者が接続して利用する、電子メールによるメーリングリスト機能を提供するサービスであり、品目は当社ホームページに表示しているとおりです。
iii. さくらウェブサービス	当社が保有するドメイン名を用いる利用者に、ウェブとしてインターネット上に公開することのできるサーバ機能・ハードディスク領域、および電子メールアドレスと電子メールを保存するためのハードディスク領域を提供するサービスであり、品目は当社ホームページに表示しているとおりです。
iv. バーチャルドメインサービス	独自ドメインを保有する利用者に、ウェブとしてインターネット上に公開することのできるサーバ機能・ハードディスク領域、および電子メールアドレスと電子メールを保存するためのハードディスク領域を提供するサービスであり、品目は当社ホームページに表示しているとおりです。
v. ビジネスホスティング	当社がデータセンター(インターネットへの接続回線や保守・運用サービスなどを提供する施設を指し、以下同様です)内に設置しアプリケーションソフトをインストールしたサーバの機能を、利用者専用サーバとして提供するサービスであり、品目は当社ホームページに表示しているとおりです。
vi. 専用サーバサービス	当社がデータセンター内に設置したサーバの機能を、利用者専用サーバとして提供するサービスであり、品目は当社ホームページに表示しているとおりです。
vii. 専用サーバ Platform サービス	当社データセンター内に設置した複数台のサーバ、ネットワーク機器等の設備(以下、本約款において「サーバ設備」といいます)(サーバについては複数台)の機能を利用者専用として提供するサービスであり、品目は当社ホームページに表示しているとおりです。
viii. ハウジングサービス	利用者のサーバ設備を設置する当社データセンター内のラックスペースおよびバックボーン・ネットワークとの接続を提供するサービスであり、品目は当社ホームページに表示しているとおりです。
ix. ニュース購読サービス	当社が設置するインターネットサーバへ利用者が接続して利用する、ネットニュースの購読、投稿といった機能を提供するサービスであり、品目は当社ホームページに表示しているとおりです。
x. さくらのメールボックスサービス	電子メールアドレスと電子メールを保存するためのハードディスク領域を提供する総合サービスであり、メーリングリスト機能も提供するサービスであり、品目は当社ホームページに表示されているとおりです。
xi. さくらのレンタルサーバサービス	独自ドメインを保有する利用者もしくは当社の保有するドメインの利用者に、ウェブとしてインターネット上に公開することのできるサーバ機能・ハードディスク領域、および電子メールアドレスと電子メールを保存するためのハードディスク領域を提供するサービスであり、品目は当社ホームページに表示されているとおりです。
xii. さくらのマネージドサーバサービス	独自ドメインを保有する利用者もしくは当社の保有するドメインの利用者に、ウェブとしてインターネット上に公開することのできるサーバ機能・ハードディスク領域、および電子メールアドレスと電子メールを保存するためのハードディスク領域を提供するサービスであり、品目は当社ホームページに表示されているとおりです。
xiii. さくらの専用サーバサービス	当社がデータセンター内に設置したサーバの機能を、利用者専用サーバとして提供するサービスであり、品目は当社ホームページに表示されているとおりです。

2. 当社は、前項各号に定めのない新規サービスまたは付加サービスを行うことがあります。その場合には、特に定めのない限り本約款を適用するものとします。

第3条(通知方法)

1. 当社から利用者に対する通知は、本約款に特に定めのない限り、当社所定の申込書またはインターネット上の申込画面に記載された電子メールアドレス宛、または利用者があらかじめ指定する電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法により行います。
2. 当社が利用者に対して前項記載の方法により通知した場合において、当該通知が利用者には到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第4条(約款の変更)

1. 当社は、本約款を変更することがあります。本約款に特に定めのない限り、すでに締結された利用契約にも変更後の本約款が適用されるものとします。
2. 当社は、本約款を変更する場合は、変更する7日前までに利用者へ通知します。変更内容の詳細については当社ホームページに掲載します。

第2節 利用契約の締結

第5条(利用契約の締結)

1. (申込) 本サービスの利用申込みは、当社所定の申込書または当社ホームページに表示している申込画面(以下、併せて「申込書」といいます)に必要事項を記入の上、当該申込書を当社に提出または送信することにより行うものとします。
2. (利用開始日) 本サービスの提供は、利用契約が締結され、第12条に定める初回料金が支払われたことが確認され、当社が利用者に対し郵便により送付する登録完了通知が到達した後、同通知書に記載された利用開始日から開始します。

第6条(申込みの拒絶)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。
 - i. 当社が、申込みに係る本サービスの提供または本サービスに係る装置の手配・保守が困難と判断した場合
 - ii. 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、申込者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがある場合
 - iii. 申込書の内容に虚偽記載があった場合
 - iv. 申込者が日本国内に在住していない場合
 - v. 申込者が当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用するおそれがある場合
 - vi. 申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と認められる場合
 - vii. その他、当社が申込みを承諾することが相当でないと認める場合
2. 前項の規定により本サービスの申込みを拒絶した場合は、速やかに申込者へ通知するものとします。なお、当社は、申込を拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。

第7条(サービス品目の変更)

1. 利用者は、当社が別途定めるサービスにつき、当社から提供を受けるサービス品目の変更を請求することができます。ただし、登録完了通知において記載された利用開始日から6ヶ月以内はこの限りではありません。
2. 利用者から前項に基づく請求があった場合、当社は、第5条、第6条の規定に準じて取り扱います。

第8条(契約事項の変更の届出)

1. 利用者は、申込書記載事項に変更があった場合、所定の様式により速やかに当社に対して届出るものとします。
2. 利用者である法人が合併した場合に、合併後存続する法人または合併により新設された法人は、合併の日から14日以内に当社所定の書類を当社に届出るものとします。
3. 当社は、前2項の変更の届出が遅れたことまたは同届出を怠ったことにより利用者または第三者が被った如何なる損害についても責任を負わないものとし、同届出が遅れたことまたは同届出を怠ったことにより当社からの通知が不着・延着した場合でも通常到達すべき時期に到達したと見なすことができるものとします。
4. 当社は、利用者について次の事情が生じた場合は、利用者の同一性および継続性が認められる場合に限り、第2項および第3項を準用します。
 - i. 利用者である個人から法人への変更
 - ii. 利用者である法人の業務の分割による新たな法人への変更
 - iii. 利用者である法人の業務の譲渡による別法人への変更
 - iv. 利用者である任意団体の代表者の変更
 - v. その他前各号に類する変更

第9条(相続)

1. 利用者であった個人が死亡した場合、利用契約は終了するものとします。ただし、相続の開始から14日以内にその相続人が当社所定の書類を届出した場合、当該相続人は、利用契約上の地位を承継できるものとします。

2. 相続人が複数いる場合には、遺産分割協議等により、利用契約上の地位を承継する者は 1 人に限るものとし、前項の申出も当該 1 人の相続人がなすものとします。

第 10 条(権利の譲渡等)

1. 利用者は、本約款に基づいて締結される利用契約上の地位ないし権利を第三者に譲渡、担保としての提供等することはできません。
2. 利用者は、本サービスの利用に関して当社が発行したアカウントを用いて第三者が行った一切の行為(不作為を含む)について、利用者の関与の有無を問わず、当社に対し、利用契約または法令に基づく民事上の一切の義務ないし責任を負うものとします。

第 3 節 利用者の責務

第 11 条(利用料金)

1. 本サービスの利用料金額は、別表に定めるとおりとします。
2. 利用者が当社に支払うべき金額は、利用料金の他、当該利用料金支払に対して課される消費税および地方消費税相当額を加算した額(以下、「料金」といいます)とします。
3. 物価または当社の施設に係る維持管理運営費の変動により、当社が本サービスの利用料金を不相当と認めるに至った時は、契約期間内でも、利用料金を変更することができるものとします。

第 12 条(支払期限)

1. 毎月払いの場合、毎月 1 日を料金算定基準日とし、利用者は、当該月の料金を、その前月の末日までに支払うものとします。ただし、初回は、利用契約締結日より 2 週間以内に、2ヶ月分の料金を、利用者が申込み時に選択した支払い方法により、前もって支払うこととします。
2. 年間一括払いの場合、利用開始日を料金算定基準日とし、利用者は、当該年の料金を当該年の料金算定基準日の属する月の前月末日までに支払うものとします。ただし、初回は、利用契約締結日より 2 週間以内に、1 年分の料金を、利用者が申込み時に選択した支払い方法により、前もって支払うこととします。

第 13 条(支払方法)

1. 支払方法は次の 3 つを定めます。ただし、「クレジットカード払い」については、月額料金 10 万円以上のものについては適用外とします。
 - i. 振込み・・・銀行・郵便局・コンビニエンスストア等からの現金振込み(銀行振込手数料は利用者の負担とします)
 - ii. 自動引落し・・・銀行・郵便局等の預貯金口座からの自動引落し
 - iii. クレジットカード払い・・・当社が承認したクレジットカード会社と利用者との契約によるクレジットカードによる支払
2. 口座からの自動引落しの場合には、料金算定基準日の属する月の前月 12 日に引落とし処理を行い(金融機関等が休業日の場合は、その翌日とします。)、その際に引落としができなかった場合は、利用者は、前条の支払期限までに、現金振込みによって支払うものとします。
3. 利用者が「クレジットカード払い」を選択した場合に、当社が知り得たクレジットカードに関する情報について、当社はクレジットカード会社との間で随時情報の交換を行うものとし、必要な場合は、当社は利用者に対して支払方法の変更等の措置を求めることができるものとします。

第 14 条(遅延損害金)

1. 利用者は、料金等の支払を遅延した場合、年率 14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 15 条(最低利用期間)

1. 最低利用期間は、利用開始日から 3ヶ月が経過する日が属する月の末日(以下、「最低利用期間終了日」といいます)までとし、最低利用期間内に利用契約が解除・解約等により終了した場合は、手数料として利用契約終了日の翌日から最低利用期間終了日までの利用料金相当額を、利用契約終了日から 10 日以内に支払うものとします。

第 16 条(禁止事項)

1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
 - i. 当社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - ii. 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - iii. 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - iv. 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、またはそのおそれの高い行為
 - v. わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に当たる画像、文書等を送信または掲載する行為
 - vi. 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、または勧誘する行為
 - vii. 本サービスにより利用している情報を改ざんまたは消去する行為
 - viii. ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - ix. 当社のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバ設備等に不正にアクセスする行為

- x. 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等を目的とした電子メール(スパムメール等)や他者が嫌悪感を抱く電子メール(嫌がらせメール)等を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為(チェーンメール)および当該依頼に応じて電子メールを転送する行為
- xi. 当社または第三者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- xii. 第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為
- xiii. 当社の本サービスの提供を妨害する、または妨害するおそれのある行為
- xiv. 違法に賭博・ギャンブルを行い、または勧誘する行為
- xv. 違法行為(けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
- xvi. 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、または不特定多数の者にあてて送信する行為
- xvii. 人を自殺に誘引または勧誘する行為
- xviii. 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を不特定の者をしてウェブページに掲載等させることを助長する行為
- xix. 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、または社会的に許されないような行為
- xx. 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
- xxi. 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- xxii. その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- xxiii. その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為

第 17 条(第三者の利用)

1. 利用者は、本サービスの利用において、第三者に対し、以下の各号に該当する行為をさせる場合(ID・パスワード等を発行する場合を含むが、これに限られない)、当該第三者に対して前条の禁止事項を遵守させる義務を負うものとします。
 - i. サーバ設備に文章、画像、プログラム、データ等のコンテンツ(以下「本コンテンツ」といいます)をインストールする行為
 - ii. サーバ設備にインストールされた本コンテンツをインターネットに公開する行為
 - iii. サーバ設備にインストールされた本コンテンツを用いて自己または他者のために何らかの処理を行う行為
 - iv. 前各号の行為を他者にさせる行為
 - v. その他、サーバ設備を利用する行為
2. 前項の第三者が前条の禁止事項に反する行為を行った場合、本約款上、当該行為を利用者が行ったものと見なすものとします。
3. 当社は、第 1 項の第三者に対して利用契約上何らの義務ないし責任も負わないものとします。

第 18 条(損害賠償)

1. 利用者またはその代理人、使用人その他利用者の関係者が本約款に違反する行為をなし、当社に損害を与えた場合、利用者は当社に対し、その損害を賠償しなければなりません。

第 4 節 通信の秘密、個人情報の取扱い

第 19 条(通信の秘密の保護)

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。
2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 4 条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、利用者が第 16 条各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

第 20 条(個人情報等の保護)

1. 当社は、利用者の個人情報を「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、利用者の個人情報を「個人情報の取り扱いについて」に記載する利用目的の範囲内で利用します。
3. 当社は前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。
4. 当社は次の各号を除き、利用者本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。なお、通信の秘密に該当する情報については、前条の規定に従って対応するものとします。

- i. 利用者本人の同意がある場合
- ii. 利用者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合
- iii. 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収などがなされる場合
- iv. 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合

第5節 本サービスの提供の中止等

第21条(提供の中止)

1. 当社は、次に掲げる事由がある場合は、本サービスの提供を中止することがあります。
 - i. 当社の電気通信設備その他の当社が本サービスを提供するにあたり使用する設備等の保守、工事、移設等のため必要である場合
 - ii. 電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災その他の非常事態が発生し、またはそのおそれがあるため、公共の利益のため緊急を要する通信を優先させる必要がある場合
 - iii. 電気通信事業者等が、電気通信サービスの提供を中止した場合
2. 当社は、前項に基づき本サービスを中止する場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を中止する場合、当該中止の目的達成のために必要な範囲で、利用者のサーバ設備を移設等することができるものとします。
4. 当社は、第1項および前項に基づき本サービスの提供を中止した場合に当該中止または当該中止の目的達成のために必要な作業等により利用者が被った損害について、賠償の責任を負いません。

第22条(提供の一時停止)

1. 当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、当該利用者に対する本サービスの提供を一時停止することがあります。
 - i. 利用者が料金の支払いを遅滞した場合
 - ii. 当社の電気通信設備に支障を及ぼし、またはそのおそれがある等当社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合
 - iii. 利用者が申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
2. 当社は、本サービスを一時停止する場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第23条(他者からのクレーム)

1. 当社は、利用者が第16条に規定する禁止事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上、不相当と当社が判断した場合は、当該利用者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。ただし、サービスの種類によっては、講ずることができない措置があります。
 - i. 第16条に規定する禁止事項に該当する行為を止めるよう要求
 - ii. 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求
 - iii. 本サービスを利用してインターネット上に掲載した情報を削除するよう要求
 - iv. 事前に通知することなく、利用者または利用者の関係者が本サービスを通じてインターネット上に掲載した情報の全部または一部を他者が閲覧できない状態に置くこと
 - v. 本サービスの利用を停止
 - vi. 利用契約を解除
2. 前項に基づき本サービスの利用を停止する場合、第22条第2項の規定を準用します。
3. 第1項に基づき利用契約を解除する場合、第22条第2項の規定を準用します。

第24条(サービスの種別の変更)

1. 当社は、利用者の本サービスの利用状況に応じ、利用するサービス品目の変更を要請することがあります。利用者は、当社の同要請を正当な理由なく拒絶することはできないものとします。

第25条(提供の廃止)

1. 当社は、業務の都合によりやむを得ず特定のサービス品目を廃止することがあります。その際は、廃止する1ヶ月前までに利用者に対し通知を行うものとします。

第6節 利用契約の終了

第26条(利用契約の解除等)

1. 当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、利用者に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - i. 第22条第1項各号のいずれかに該当する場合
 - ii. 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続開始の申立があった場合、または清算に入った場合

- iii. 手形、小切手を不渡りにする等支払を停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合
 - iv. その他本約款に違反した場合
2. 利用者は、第 15 条に従うことを条件に、当社に対し前月 20 日までに通知することにより、翌月末日をもって利用契約を解約することができます。
 3. 利用者が、法人または個人事業者で、年払い契約の場合、前項に基づき利用契約を中途解約しても、既払いの料金は一切返金しないものとします。それ以外の利用者については、当社ホームページに表示している当社所定の手数料を差し引いた金額を返金するものとします。

第 27 条(契約期間、解約および自動更新)

1. 利用契約の契約期間は、利用開始日から 1 年を経過した月の末日までとします。
2. 利用者が、契約終了日の前月 20 日までに(年払いの場合は、契約終了月の前々月 20 日までに)、当社所定の書面または当社ホームページに表示している「各種手続き」欄の解約フォームによる解約の意思表示がなされないかぎり、利用契約は更に 1 年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
3. 前項にかかわらず、当社が契約終了日の前月 20 日までに(年払いの場合は、契約終了月の前々月 20 日までに)当該利用者に対し通知した場合、利用契約は延長されることなく終了するものとします。

第 7 節 損害賠償等

第 28 条(損害賠償の制限)

1. 当社の責めに帰すべき事由により、利用者が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合、当社は、当社が当該利用者における利用不能を知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が継続した場合に限り、1 ヶ月の基本料金の 30 分の 1 に利用不能の日数を乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、利用者の請求により利用者に現実発生した損害の賠償に応じます。ただし、個人(事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます)の利用者が当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。また、当社が支払うべき損害額が 1 万円未満の場合は、利用不能の時間と同等の契約期間の延長をもって損害の賠償に代えるものとします。
2. 電気通信事業者等の提供する電気通信業務に起因して利用者が利用不能となった場合、利用不能となった利用者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信業務に関し当該電気通信事業者等から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて利用者の損害賠償の請求に応じるものとします。

第 29 条(免責)

1. 当社は、この約款で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用(利用不能も含み、以下本条において同様とします)に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、個人(事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます)の利用者が本サービスの利用(利用不能も含みます)に関して損害を被った場合については、この限りではありません。この場合、当社は、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社の責めに帰すべき事由による債務不履行または不法行為により生じた直接の通常損害についてのみ上記損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 利用者が本サービスを利用するにおいて発生した第三者との紛争に関しては、利用者が自らその責任において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

第 8 節 雑則

第 30 条(準拠法)

1. 本約款および利用契約は、日本の法律に従って作成したものと見なされ、また、日本の法律に従って解釈されるものとします。

第 31 条(紛争の解決)

1. 本約款に基づく利用契約について紛争、疑義、または取決められていない事項が発生した場合は、当社および利用者は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。
2. 本約款に基づく利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

第 2 章 さくらポストサービス、さくらリストサービス、さくらウェブサービス、バーチャルドメインサービス、さくらのメールボックスサービス

(本章では、「さくらポストサービス」、「さくらリストサービス」、「さくらウェブサービス」、「バーチャルドメインサービス」、「さくらのメールボックスサービス」利用に関して適用される事項について定めます。)

第 32 条(アカウントの管理)

1. 利用者は本サービスの利用に関して当社が発行したパスワードまたは自分で再設定したパスワードを、当社の承諾なく第三者に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、管理し、設定しなければなりません。

第3章 さくらのレンタルサーバサービス

(本章では、「さくらのレンタルサーバサービス」利用に関して適用される事項について定めます。尚、共有 SSL 及び Web アプリケーションファイアウォールは「さくらのレンタルサーバサービス」に付随するサービスとして提供するものとします。)

第 33 条(アカウントの管理)

1. 利用者は本サービスの利用に関して当社が発行したパスワードまたは自分で再設定したパスワードを、当社の承諾なく第三者に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、管理し、設定しなければなりません。

第 34 条(共有 SSL)

1. 「共有 SSL」とは、さくらのレンタルサーバのスタンダード、プレミアム、ビジネス、ビジネスプロの各プランに付随して、無償でオプションとして提供するサービスであり、利用者の選択により、当社が保有するドメインに Web ブラウザとサーバ間での SSL 暗号化通信を行う環境を提供するものです。
2. 当社が提供する共有 SSL は、利用者に対して次のことを保証するものではないものとします。
 - i. SSL 暗号化通信の内容を第三者に知られることがないこと
 - ii. 利用者が開設するサイトと第三者が開設する類似のサイトとの識別が可能となること
 - iii. SSL 暗号化通信の内容をなす情報の第三者による改ざん、消去、取得、悪用を防止することができること、その他、同通信の安全性が確保されていること
 - iv. 利用者の使用目的に適合し、利用者の期待通りの環境が提供されること
 - v. SSL 暗号化通信を行う環境が中断なく提供され、完全に有効であること
3. 当社は、共有 SSL の提供を中止し、または廃止することがあります。この場合、第 21 条または第 25 条を準用するものとします。

第 35 条(Web アプリケーションファイアウォール)

1. 「Web アプリケーションファイアウォール」とは、さくらのレンタルサーバのスタンダード、プレミアム、ビジネス、ビジネスプロの各プランに付随して、無償でオプションとして提供するサービスであり、利用者の選択により、Web アプリケーションの脆弱性を利用した不正なアクセス、コマンドの実行、情報の改ざん、情報の消去、情報の取得、情報の悪用、その他の攻撃を検知し、防御することを目的とする機能を提供するものです。
2. 当社が提供する Web アプリケーションファイアウォールは、利用者に対して次のことを保証するものではないものとします。
 - i. Web アプリケーションの脆弱性を利用したあらゆる攻撃を検知し、防御することが可能であること、その他、インターネット上に存在するあらゆる脅威に対処可能であること
 - ii. 常に最新の脅威に対処可能となるよう機能が更新されていること
 - iii. 利用者の意図する使用目的に適合し、利用者の期待する機能を有すること
 - iv. 機能が中断なく提供され、完全に有効であること
3. 当社は、Web アプリケーションファイアウォールの提供を中止し、または廃止することがあります。この場合、第 21 条または第 25 条を準用するものとします。

第4章 さくらのマネージドサーバサービス

(本章では、「さくらのマネージドサーバサービス」利用に関して適用される事項について定めます。尚、共有 SSL 及び Web アプリケーションファイアウォールは「さくらのマネージドサーバサービス」に付随するサービスとして提供するものとします。)

第 36 条(アカウントの管理)

1. 利用者は本サービスの利用に関して当社が発行したパスワードまたは自分で再設定したパスワードを、当社の承諾なく第三者に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、管理し、設定しなければなりません。

第 37 条(共有 SSL)

1. 「共有 SSL」とは、さくらのマネージドサーバに付随して、無償でオプションとして提供するサービスであり、利用者の選択により、当社が保有するドメインに Web ブラウザとサーバ間での SSL 暗号化通信を行う環境を提供するものです。
2. 当社が提供する共有 SSL は、利用者に対して次のことを保証するものではないものとします。
 - i. SSL 暗号化通信の内容を第三者に知られることがないこと
 - ii. 利用者が開設するサイトと第三者が開設する類似のサイトとの識別が可能となること
 - iii. SSL 暗号化通信の内容をなす情報の第三者による改ざん、消去、取得、悪用を防止することができること、その他、同通信の安全性が確保されていること
 - iv. 利用者の使用目的に適合し、利用者の期待通りの環境が提供されること
 - v. SSL 暗号化通信を行う環境が中断なく提供され、完全に有効であること
3. 当社は、共有 SSL の提供を中止し、または廃止することがあります。この場合、第 21 条または第 25 条を準用するものとします。

第 38 条(Web アプリケーションファイアウォール)

1. 「Web アプリケーションファイアウォール」とは、さくらのマネージドサーバに付随して、無償でオプションとして提供するサービスであり、利用者の選択により、Web アプリケーションの脆弱性を利用した不正なアクセス、コ

マンドの実行、情報の改ざん、情報の消去、情報の取得、情報の悪用、その他の攻撃を検知し、防御することを目的とする機能を提供するものです。

2. 当社が提供する Web アプリケーションファイアウォールは、利用者に対して次のことを保証するものではないものとします。
 - i. Web アプリケーションの脆弱性を利用したあらゆる攻撃を検知し、防御することが可能であること、その他、インターネット上に存在するあらゆる脅威に対処可能であること
 - ii. 常に最新の脅威に対処可能となるよう機能が更新されていること
 - iii. 利用者の意図する使用目的に適合し、利用者の期待する機能を有すること
 - iv. 機能が中断なく提供され、完全に有効であること
3. 当社は、Web アプリケーションファイアウォールの提供を中止し、または廃止することがあります。この場合、第 21 条または第 25 条を準用するものとします。

第5章 ビジネスホスティング

(本章では、「ビジネスホスティング」利用に関して適用される事項について定めます。)

第 39 条(サーバ設備等の維持管理)

1. 利用者は、サーバ設備を適切な状態に保ち、ほかの利用者に支障を与えないように取り扱うものとします。
2. 利用者の利用するサーバ設備に故障等が発生した場合、利用者は、当社に対し、当該サーバ設備の復旧(オプション契約をしない限り、データの復旧は含みません)を請求することができます。
3. 利用者はサーバ設備の制御・調整、その他利用に関する当社の管理者アカウントのパスワード(自分で再設定したものを含む)を、当社の承諾なく第三者に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、管理し、設定しなければなりません。
4. 利用者は営利を目的として、第三者にアカウント・パスワードを発行する等してサーバ設備を利用させてはなりません。

第 40 条(契約終了時の措置)

1. 利用契約が終了した場合、当社は、終了後 14 日経過した時点で当社管理下のサーバ内に記録されている当該利用者に関わる一切のデータ(顧客登録情報を除く)を削除します。
2. 利用契約が終了した場合、利用者は、当社が提供した本サービスを利用するにあたって必要なソフトウェアおよびその複製物のすべてを破棄するものとします。

第6章 専用サーバサービス

(本章では、「専用サーバサービス」利用に関して適用される事項について定めます。)

第 41 条(サーバ設備等の維持管理)

1. 利用者は、サーバ設備を適切な状態に保ち、ほかの利用者に支障を与えないように取り扱うものとします。
2. 利用者の利用するサーバ設備に故障等が発生した場合、利用者は、当社に対し、当該設備の復旧(オプション契約をしない限り、データの復旧は含みません)を請求することができます。
3. 利用者はサーバ設備の制御・調整、その他利用に関する当社の管理者アカウントのパスワードを、当社の承諾なく第三者に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、管理し、設定しなければなりません。
4. 「エントリープラン Celeron モデル(平成 20 年 4 月 15 日以降のモデル)」については、利用者は営利を目的として第三者にアカウント・パスワードを発行する等してサーバ設備を利用させてはなりません。

第 42 条(付随サービスの瑕疵・保証)

1. 本サービスに付随してオプションとして提供するソフトウェアのインストールおよび設定の代行サービスを利用する際、利用者は、当社に対し、インストールを希望するソフトウェアの特定その他のインストール作業を行うために必要な内容等を記載した作業内容依頼書を提出するものとし、当社は当該作業内容依頼書に基づきインストール作業を行うものとします。当該作業において、当社の責めに帰すべき事由による不具合等が発生した場合には、作業完了日を含む 10 営業日以内に利用者が当社に通知した場合には、修正作業を行います。
2. サーバ設備のハードウェア障害に起因するハードウェア交換作業を行った場合には、当社は、当該作業完了日から 6 ヶ月以内のソフトウェアの再インストールおよび再設定の代行については、無償で行います。

第 43 条(契約終了時の措置)

1. 利用契約が終了した場合、当社は、終了後 14 日が経過した時点で当社管理下のサーバ内に記録されている当該利用者に関わる一切のデータ(顧客登録情報を除く)を削除します。

第 44 条(サービス品目の変更)

1. 本サービスに付随してオプションとして提供する回線アップグレードのサービス品目の変更については、第 7 条の規定にかかわらず、利用開始日から 3 ヶ月が経過する日が属する月の末日以降より請求することができます。
2. 利用者から前項に基づく請求があった場合、当社は、第 5 条、第 6 条の規定に準じて取り扱います。

第 45 条(最低利用期間)

1. 本サービスに付随してオプションとして提供する複数台構成、アドバンスドプラン機器をご利用の際の最低利用期間は、第 15 条の規定にかかわらず、利用開始日から 12 ヶ月が経過する日が属する月の末日(以下、本条において「最低利用期間終了日」といいます)までとし、利用契約が最低利用期間内に解除・解約されたことにより終了した場合は、利用者は、当社に対し、手数料として利用契約終了日の翌日から最低利用期間終了日までの利用料金相当額を、利用契約終了日から 10 日以内に支払うものとします。

第7章 専用サーバ Platform サービス

(本章では、「専用サーバ Platform サービス」および「専用サーバ Platform St サービス」利用に関して適用される事項について定めます。)

第 46 条(サーバ設備等の維持管理)

1. 利用者は、サーバ設備を適切な状態に保ち、ほかの利用者に支障を与えないように取り扱うものとします。
2. 利用者の利用するサーバ設備に故障等が発生した場合、利用者は、当社に対し、当該設備の復旧(オプション契約をしない限り、データの復旧は含みません)を請求することができます。
3. 利用者は、サーバ設備の制御・調整、その他利用に関する当社の管理者アカウントのパスワード(自分で再設定したものを含む)を、当社の承諾なく第三者に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、管理し、設定しなければなりません。

第 47 条(付随サービスの瑕疵・保証)

1. 本サービスに付随してオプションとして提供するソフトウェアのインストールおよび設定の代行サービスを利用する際、利用者は、当社に対し、インストールを希望するソフトウェアの特定その他のインストール作業を行うために必要な内容等を記載した作業内容依頼書を提出するものとし、当社は当該作業内容依頼書に基づきインストール作業を行うものとします。当該作業において、当社の責めに帰すべき事由による不具合等が発生した場合には、作業完了日を含む 10 営業日以内に利用者が当社に通知した場合には、修正作業を行います。
2. サーバ設備のハードウェア障害に起因するハードウェア交換作業を行った場合には、当社は、当該作業完了日から 6 ヶ月以内のソフトウェアの再インストールおよび再設定の代行については、無償で行います。

第 48 条(契約終了時の措置)

1. 利用契約が終了した場合、当社は、終了後 14 日が経過した時点で当社管理下のサーバ内に記録されている当該利用者に関わる一切のデータ(顧客登録情報を除く)を削除します。

第 49 条(最低利用期間)

1. 下記に挙げるサービスの最低利用期間については、第 15 条の規定にかかわらず、利用開始日から 12 ヶ月が経過する日が属する月の末日(以下、本条において「最低利用期間終了日」といいます)までとします。
 - 「専用サーバ Platform サービス」
 - 「専用サーバ Platform St サービス」のネットワーク機器レンタルプラン内サービス
2. 利用契約が最低利用期間内に解除・解約されたことにより終了した場合は、利用者は、当社に対し、手数料として利用契約終了日の翌日から最低利用期間終了日までの利用料金相当額を、利用契約終了日から 10 日以内に支払うものとします。

第 50 条(VSR 2000 の利用に関する特則)

1. VSR 2000 に関する本サービスに相当するサービスの契約については、利用者とバリオセキュア・ネットワークス株式会社との間で契約が成立するものです。
2. 当社は料金をバリオセキュア・ネットワークス株式会社に代わって受領しますが、当社と利用者との間で本サービスの利用契約が締結されるものではありません。
3. 利用者は、バリオセキュア・ネットワークス株式会社が定める「VarioSecure サービス利用契約約款(セキュリティサービス)」を遵守するものとします。

第8章 さくらの専用サーバサービス

(本章では、「さくらの専用サーバサービス」利用に関して適用される事項について定めます。)

第 51 条(サーバ設備等の維持管理)

1. 利用者は、サーバ設備を適切な状態に保ち、ほかの利用者に支障を与えないように取り扱うものとします。
2. 利用者の利用するサーバ設備に故障等が発生した場合、利用者は、当社に対し、当該設備の復旧(オプション契約をしない限り、データの復旧は含みません)を請求することができます。
3. 利用者はサーバ設備の制御・調整、その他利用に関する当社の管理者アカウントのパスワード(自分で再設定したものを含む)を、当社の承諾なく第三者に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、管理し、設定しなければなりません。
4. 利用者は営利を目的として、第三者にアカウント・パスワードを発行する等してサーバ設備を利用させてはなりません。

第 52 条(付随サービスの瑕疵・保証)

1. 本サービスに付随してオプションとして提供するソフトウェアのインストールおよび設定の代行サービスを利用する際、利用者は、当社に対し、インストールしたいソフトウェアの特定その他のインストール作業を行うために必要な内容等を記載した作業内容依頼書を提出するものとし、当社は当該作業内容依頼書に基づきインストール作業を行うものとし、当該作業において、当社の責めに帰すべき事由による不具合等が発生した場合には、作業完了日を含む 10 営業日以内に利用者が当社に通知した場合には、修正作業を行います。
2. サーバ設備のハードウェア障害に起因するハードウェア交換作業を行った場合には、当社は、当該作業完了日から 6 ヶ月以内のソフトウェアの再インストールおよび再設定の代行については、無償で行います。

第 53 条(契約終了時の措置)

1. 利用契約が終了した場合、当社は、終了後 14 日が経過した時点で当社管理下のサーバ内に記録されている当該利用者に関わる一切のデータ(顧客登録情報を除く)を削除します。

第9章 ハウジングサービス

(本章では、「ハウジングサービス」利用に関して適用される事項について定めます。)

第 54 条(サーバ設備の維持管理)

1. 利用者は、当社のデータセンター内に設置したサーバ設備について、自己の負担と責任において管理・運用するものとし、
2. 当社のデータセンターに故障等が発生した場合、利用者は、当社に対し、サーバ設備の復旧を請求することができます。
3. 利用者はサーバ設備の制御・調整、その他利用に関するパスワードを、自己の負担と責任において管理するものとし、
4. 利用者は、利用契約が終了したときは、当社が指定する日までに、サーバ設備を撤去するものとし、
5. 当社は、利用者が前項に規定するサーバ設備の撤去を行わなかったときは、利用者の費用負担をもって、当該サーバ設備を処分し、または利用者(機器所有者)に送付することができるものとし、

第 55 条(機器設置代行サービス)

1. 「機器設置代行サービス」とは、利用者の指示に基づき、利用者のサーバ設備のデータセンター内のラックへの設置およびかかるラックからの撤去に伴う作業を代行するハウジングサービスのオプションサービスであり、品目は当社ホームページ「各種のサービス」欄に表示しているとおりです。利用者とのハウジングサービスの利用契約がすべて終了した場合、機器設置代行サービスも当然に終了するものとし、
2. 利用者は、利用契約締結後当社と協議の上すみやかに、当社に対し、機器設置代行サービスを行うために必要な内容を記載した作業指示書を提出するものとし、当社は当該作業指示書に基づき機器設置代行サービスを提供するものとし、ただし、当社は、機器設置代行サービスの趣旨に反する作業については、提供を断る場合があります。
3. 前項の作業が完了した場合、当社は、利用者に対し、作業完了の通知を行います。利用者は、当社に対し、当該通知の発信後 14 日以内に作業指示書どおりに作業がなされたことを確認の上その旨当社に通知するものとし、かかる通知が当該期間内になされ、またはなされないまま当該期間が経過した場合は、作業指示書どおりに瑕疵なく作業がなされたものとみなします。
4. 当社は、当社が機器設置代行サービスを提供するにあたり、利用者のサーバ機器が正常に稼働することを何ら保証するものではなく、当該機器の故障および不具合ならびに当該機器に記録されているデータの損壊および消失について、損害賠償その他何らの責任を負うものではありません。
5. 第 1 項のサーバ機器の利用者から当社への送付および当社から利用者への返送に要する費用については、利用者が負担するものとし、

第 56 条(コールドスタンバイ機切替代行サービス)

1. 「コールドスタンバイ機切替代行サービス」とは、利用者がラック内に設置したサーバ機器に故障または不具合が発生した場合に、あらかじめ利用者において隣接するラック内に設置してある予備のサーバ機器との切替作業を代行するハウジングサービスのオプションサービスであり、品目は当社ホームページ「各種のサービス」欄に表示しているとおりです。利用者とのハウジングサービスの利用契約がすべて終了した場合、コールドスタンバイ機切替代行サービスも当然に終了するものとし、
2. 利用者は、利用契約締結後すみやかに、当社に対し、コールドスタンバイ機切替代行サービスを行うために必要な内容を指示するものとし、当社は当該指示に基づきコールドスタンバイ機切替代行サービスを提供するものとし、ただし、当社は、ソフトウェアのインストール、設定、設定状況の確認等ソフトウェアに関する作業その他当社所定の作業については、行いません。
3. 前項の作業が完了した場合、当社は、利用者に対し、作業完了の通知を行います。利用者は、当社に対し、当該通知の発信後 14 日以内に利用者の指示どおりに作業がなされたことを確認の上その旨当社に通知するものとし、かかる通知が当該期間内になされ、またはなされないまま当該期間内が経過した場合は、当該指示どおりに瑕疵なく作業がなされたものとみなします。

4. 当社は、当社がコールドスタンバイ機切替代行サービスを提供するにあたり、第1項の予備のサーバ機器が正常に稼動することを何ら保証するものではなく、故障または不具合が発生したサーバ機器または第1項の予備のサーバ機器の故障および不具合ならびにこれらのサーバ機器に記録されているデータの損壊および消失については損害賠償その他何らの責任を負うものではありません。
5. 第1項のサーバ機器の利用者から当社への送付および当社から利用者への返送に要する費用については、利用者が負担するものとします。

第57条(原状変更)

1. 利用者は、当社のデータセンターに設置したサーバ設備に次のような加工・組み替えを行おうとする場合には、事前に当社の書面による承諾を得なければならないものとします。
 - i. 造作、除去、改造または取り替えを行う場合
 - ii. 重量物または電気容量の大きい機器を設置、増設または更新する場合
 - iii. 看板、掲示板、広告または標識を設置する場合
2. 上記の原状変更は、当社の指定または承認する設計者および施工者により、当社が指定または承認する方法で行うものとします。ただし、費用の負担については別途、当社と利用者が協議の上決定するものとします。
3. 利用者が本条に違反して原状変更を行った場合は、当社は利用者の負担により原状に回復することができるものとします。
4. 利用者は、当社データセンターを利用するに際しては、当社が定める管理規約(以下、「本管理規約」といいます)を遵守するものとします。

第58条(電気料金等)

1. 利用者は、利用者が本サービスを利用するにあたり、1ヶ月当たり本管理規約所定の値を超える電力を消費した場合、当社に対し、本管理規約に定める電気料金等を支払うものとします。
2. 利用者は、利用者が当社データセンターに設置するサーバ設備の機器の合計重量が本管理規約所定の値を超える場合、当社に対し、本管理規約に定める料金等を支払うものとします。

第59条(付随サービスの瑕疵・保証)

1. 本サービスに付随してオプションとして提供するソフトウェアのインストールおよび設定の代行サービスを利用する際、利用者は、当社に対し、インストールしたいソフトウェアの特定その他のインストール作業を行うために必要な内容等を記載した作業内容依頼書を提出するものとし、当社は当該作業内容依頼書に基づきインストール作業を行うものとします。当該作業において、当社の責めに帰すべき事由による不具合等が発生した場合には、作業完了日を含む10営業日以内に利用者が当社に通知した場合には、修正作業を行います。

第10章 ニュース購読サービス

第60条(アカウントの管理)

1. 利用者は本サービスの利用に関するパスワードを、当社の承諾なく第三者に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、管理し、設定しなければなりません。

附 則

第 1 条(適用開始)

この約款は、平成 21 年 11 月 2 日から適用された約款を改正したものであり、第 4 条に基づき、平成 21 年 12 月 10 日より適用されます。